

F 0・8・3

平成29年8月10日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市監査委員 彦根 啓

同 坪井 廣行

同 金子 豊貴男

同 石川 将誠

平成28年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

以上

平成28年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年7月4日から平成29年8月8日まで

3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の2の規定に基づき、危機管理局所管に係る審査については彦根啓監査委員を除斥した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

実質赤字比率、連結実質赤字比率等の健全化判断比率はいずれも早期健全化基準内となっており、引き続き財政の健全化に努められたい。

健全化判断比率

(単位: %)

区分	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	2.9	3.2	25
将来負担比率	36.5	37.9	400

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「 」を表示。